五　在宅患者訪問栄養食事指導料に規定する特別食
　疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食
六　在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬
　別表第九に掲げる注射薬
六の二　在宅妊娠糖尿病患者指導管理料及び自己血糖測定器加算に規定する厚生労働大臣が定める者
　妊娠糖尿病の患者であって周産期における合併症の危険性が高い者（血糖の自己測定を必要とするものに限る。）
六の三　在宅血液透析指導管理料の施設基準
　在宅血液透析に係る医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。
六の四　在宅小児経管栄養法指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める者
　次のいずれかに該当する者
(1)　経口摂取が著しく困難な十五歳未満の者
(2)　十五歳以上の者であって経口摂取が著しく困難である状態が十五歳未満から継続しているもの（体重が二十キログラム未満である場合に限る。）
六の五　在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関の保険医
　緩和ケアに関する研修を受けた医師
六の六　在宅療養後方支援病院の施設基準等
(1)　在宅療養後方支援病院の施設基準
イ　許可病床数が二百床以上の保険医療機関である病院であること。
ロ　在宅療養後方支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　在宅患者共同診療料に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等
　基本診療料の施設基準等別表第十三に掲げる疾病等
六の七　在宅療養指導管理料に規定する別に厚生労働大臣の定める患者
　基本診療料の施設基準等別表第十三に掲げる疾病等の患者
六の八　在宅患者訪問褥瘡管理指導料の施設基準
(1)　医師、看護師及び管理栄養士からなる在宅褥瘡対策チームを構成していること。
(2)　在宅褥瘡対策チームに、在宅褥瘡管理者を配置すること。
(3)　在宅における重症化予防等のための褥瘡管理対策を行うにつきふさわしい体制が整備されていること。
六の九　在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料に規定する疾患
　別表第九の一の二に掲げる疾患
六の十　持続血糖測定器加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該測定器の使用につき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該測定器の使用につき十分な体制が整備されていること。
七　地域医療連携体制加算の施設基準
(1)　診療所であること。
(2)　夜間、休日等における緊急時の体制を継続的に確保するため、診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注２の届出を行った病院である保険医療機関及びその他の歯科の保険医療機関との連携による地域医療支援体制を備えていること。
七の二　在宅かかりつけ歯科診療所加算の施設基準
(1)　歯科医療を担当する診療所である保険医療機関であること。
(2)　当該診療所で行われる歯科訪問診療の延べ患者数が月平均５人以上であり、そのうち８割以上の患者が歯科訪問診療１を算定していること。
八　在宅患者歯科治療総合医療管理料の施設基準等
(1)　在宅患者歯科治療総合医療管理料の施設基準
イ　当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること。
ロ　歯科衛生士又は看護師が配置されていること。
ハ　当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有していること。
ニ　緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との連携体制（病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制）が確保されていること。
(2)　在宅患者歯科治療総合医療管理料に規定する疾患
　別表第六に掲げる疾患
第五　検査
一　検体検査実施料に規定する検体検査
　別表第九の二に掲げる検査
二　削除
三　造血器腫瘍遺伝子検査の施設基準
　検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準を満たしていること。
三の二　ＨＰＶ核酸検出及びＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
四　検体検査管理加算の施設基準
(1)　検体検査管理加算(Ⅰ)の施設基準
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(3)　検体検査管理加算(Ⅲ)の施設基準
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が四名以上配置されていること。
ニ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(4)　検体検査管理加算(Ⅳ)の施設基準
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が十名以上配置されていること。
ニ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
五　遺伝カウンセリング加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤の医師が配置されていること。
(2)　当該カウンセリングを受けたすべての患者又はその家族に対して、それぞれの患者が受けたカウンセリングの内容が文書により交付され、説明がなされていること。